

東京の農林水産総合w e b サイト
「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」 賛助員要綱

平成29年3月23日28農振財地第235号
改定 令和3年4月1日2農振財地第382号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）が運営管理する東京の農林水産総合w e b サイト「とうきょうの恵みTOKYO GR OWN」（以下、「w e b サイト」という。）の賛助員の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(賛助員の目的)

第2条 賛助員は、w e b サイトの趣旨に賛同し、w e b サイトを活用した以下の情報発信及び情報提供を通じて運営を支援するものとする。

- (1) SNSによる情報発信
- (2) w e b サイトトップページに掲載してPRするお知らせに関する情報提供（農林水産関係のイベント告知等）
- (3) 賛助員のホームページに関する情報提供（一覧ページに掲載）

(賛助員)

第3条 賛助員には、都内区市町村及び以下の団体が申し込むことができる。

- (1) 農業協同組合（連合会を含む）及びそれに類する組合
- (2) 森林組合（連合会を含む）
- (3) 漁業協同組合（連合会を含む）
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 生産組合
- (6) 地方食品産業協議会
- (7) 次の項目に該当するもの

ア 都内農林水産業者、農林水産業に係る団体の社会的・経済的地位の向上や東京都の農林水産業の振興に寄与することを目的とした事業を行っていること

イ 農林水産業者の代表団体としての性格を有すること

(賛助員の申込み等)

第4条 賛助員となろうとする者は、賛助員申込書（様式第1号）により財団に申し込むものとする。

2 財団は、前項申込書の内容を確認の上、賛助金を受領したときは、賛助金受領書兼賛助員決定通知書（様式第2号）を交付する。

3 賛助員は、賛助員申込書（様式第1号）に記載した団体等の名称等に変更が生じたときは、変更届（様式第3号）により財団へ届け出るものとする。

(期間等)

第5条 賛助員の期間は、同一年度内の以下のとおりとする。なお、終了日の1ヶ月前までに退会の申出がなく、財団が引き続き賛助員として認める場合は、翌年度も賛助員を継続することとする。

- (1) 新規申込みの場合 賛助員決定日から3月31日まで
- (2) 前年度から継続の場合 4月1日から3月31日まで

(賛助金額)

第6条 賛助金額は1団体あたり年額3万円とする。10月1日以降に申込みの場合は、1万5千円とする。

- 2 賛助金は当年度分を財団の指定する口座に一括して振り込むものとする。
- 3 納入期日は、新規申し込みの場合は財団の指定する日とし、前年度からの継続の場合は4月末日とする。

(賛助金の使途)

第7条 賛助員から徴収した賛助金は、webサイトの運営に充当するものとする。

(資格の喪失)

第8条 賛助員は、次の各号のいずれかに該当するときは賛助員の資格を失うものとする。なお、この場合、既に受領した賛助金の払い戻しは行わないものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) webサイトが閉鎖されたとき

(退会)

第9条 賛助員が退会しようとする場合は、退会届(様式第4号)を財団に提出するものとする。

(除名)

第10条 財団は、賛助員が次の各号のいずれかに該当する場合は除名することができる。

- (1) webサイトの運営を妨げ、又は妨げようとした場合
- (2) 賛助金の納入を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失により、財団及びwebサイトの信用を失わせる行為をした場合
- (4) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為をした場合
- (5) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合
- (6) その他、財団が賛助員として不適切であると認めた場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、賛助員及び賛助金の取扱いに必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月24日付31農振財地第65号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年1月27日付 2農振財地第382号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

賛 助 員 申 込 書

令和 年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団が運営管理する東京の農林水産総合w e b サイト「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」の趣旨に賛同し、下記のとおり賛助員に申し込めます。

記

1 賛助金 金 円

2 団体等の名称等

団体等名称			
代表者 (役職・御芳名)	⑩		
住所	〒		
電話 (代表)			
ホームページ(URL)			
w e b サイトへの掲載(賛助員一覧)※	<input type="checkbox"/> 希望する		<input type="checkbox"/> 希望しない
Facebook(URL)			
担当者	部署・役職		御芳名
	電話番号		F A X
	E-mail		

※ 賛助員の皆様の一覧をw e b サイト上に掲載する予定です。

様式第 2 号

賛助金受領書 兼 賛助員決定通知書

公益財団法人東京都農林水産振興財団が運営管理する東京の農林水産総合webサイト「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」の趣旨に賛同いただき、下記の賛助金を受領いたしました。

貴団体を、賛助員として決定しましたので通知いたします。

記

受領額 金 _____ 円

様

令和 年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長

様式第3号

変 更 届

令和 年 月 日

公益社団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

下記のとおり、東京の農林水産総合w e bサイト「とうきょうの恵み TOKYO GR
OWN」賛助員の登録内容の変更を届け出ます。

団体名 :
担当部課名 :
担当者名 : (印)
電話番号 :

記

※変更のある項目のみご記入ください

変更内容		新	旧
団体情報	団体名		
	代表者(役職・御芳名)		
	住所		
	電話(代表)		
	ホームページ(URL)		
	w e bサイトへの掲載 (賛助員一覧)	希望する ・ 希望しない	希望する ・ 希望しない
	Facebook(URL)		
担当者情報	部署・役職		
	御芳名		
	電話番号		
	FAX 番号		
	E-mail		

様式第 4 号

退 会 届

令和 年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

この度下記の理由により農林水産総合w e b サイト「とうきょうの恵み TOKYO GR
OWN」の賛助員を退会したく、届け出ます。

記

退会理由

所 在 地

団体等名称

代 表 者

⑩